

川 越 市 道 路 復 旧 組 成 図

		本 復 旧	仮 復 旧
舗 車 道	No. 1		
	No. 2		
	No. 3		
	No. 4		
道 歩 道	No. 5		
砂 利 道	No. 6		<p>砂利道の復旧について（補足）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・砂利道は原則No. 6で復旧してください。 ・砂利道の地下に埋設する物件の最低土被りは、路面から70cm以上とします。 ・セットバック部分の路盤については、車道の路盤と同じ組成で復旧してください。

※砂、粒調碎石及び切込碎石は、再生を利用しては差し支えありません。

※ 指示組成を順守していない場合は再施工を求めることがあります。

※ 復旧は指示組成通りの舗装構成としますが、現況のアスファルト舗装が指示組成より厚い場合は現況を優先してください。その際、粒調碎石の仕上り厚さはアスファルトを厚くした分を減じた厚さとし、粒調碎石の厚さは10cm以上とします。復旧組成に疑義がある場合は、道路環境整備課に相談してください。

※ 占用物件の埋設の深さについては、平成十一年三月三十一日付 道路局路政課長・国道課長通知 建設省道政発第三二号・道国発第五号の基準を遵守してください。